

来店不要! もしもに備える

かんたん 相続信託

元本保証型合同運用指定金銭信託
〈かんたん相続信託〉2019年7月号

予定配当率のご案内

〈かんたん相続信託〉2019年7月号の予定配当率は以下のとおりです。

| 信託設定日 | 予定配当率 | お申込締切日 (お申込金振込期日) |
|-------------------|---------------------------------|----------------------|
| 2019年 7月31日(水) | 年 0.10% (税引後 年0.079%) | 2019年 7月17日(水) |

※原則として収益金に対し、20.315%が源泉分離課税(国税15.315%、地方税5%)されます。

- 予定配当率は、2019年7月17日(水)までにお申し込みいただき、2019年7月31日(水)に信託設定した場合のものです。
- この商品は、確定利回り商品ではなく、予定配当率はこれを保証するものではありません。
- 予定配当率は、年1回決算日に見直しを行います。
- 収益金は、毎年、信託契約日が属する月と同一月の最終営業日を期日として計算され、5営業日目にお支払いします。
- お客さまに支払われる信託元本には、信託終了日の翌日以降、付利しません。
- 運用報酬として、毎年の決算日と信託終了日に、運用収益からお客さまへの収益金および信託事務の処理に必要な費用を差し引いた金額を当社は受領します。
- お申込締切日までに信託設定申込書およびお申込金の入金の確認できない場合には、お申し込みの受け付けができませんので、あらかじめご了承ください。

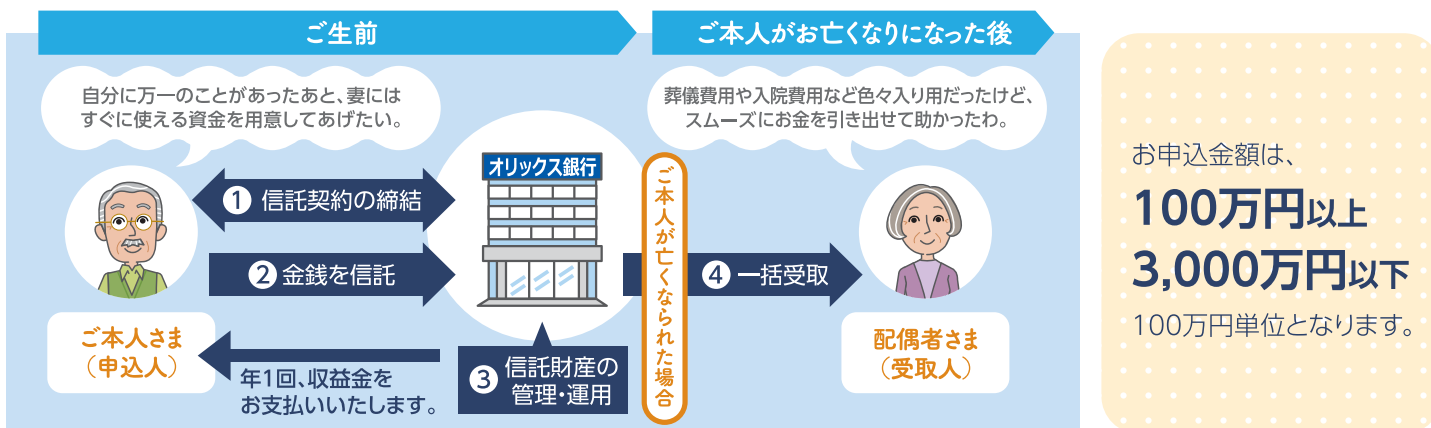
●〈かんたん相続信託〉とは?

〈かんたん相続信託〉は、お客さまからお預かりしたご資金を、お客さまに相続が発生した際にあらかじめご指定いただいた受取人の方へ一括でお渡しする商品です。

管理報酬無料 元本保証 口座開設不要



●〈かんたん相続信託〉の仕組み



最新の予定配当率は当社ウェブサイトおよびフリーダイヤルにてご確認いただけます。

資料請求やご相談など
お気軽にご連絡ください。

かんたん相続信託デスク

通話料無料

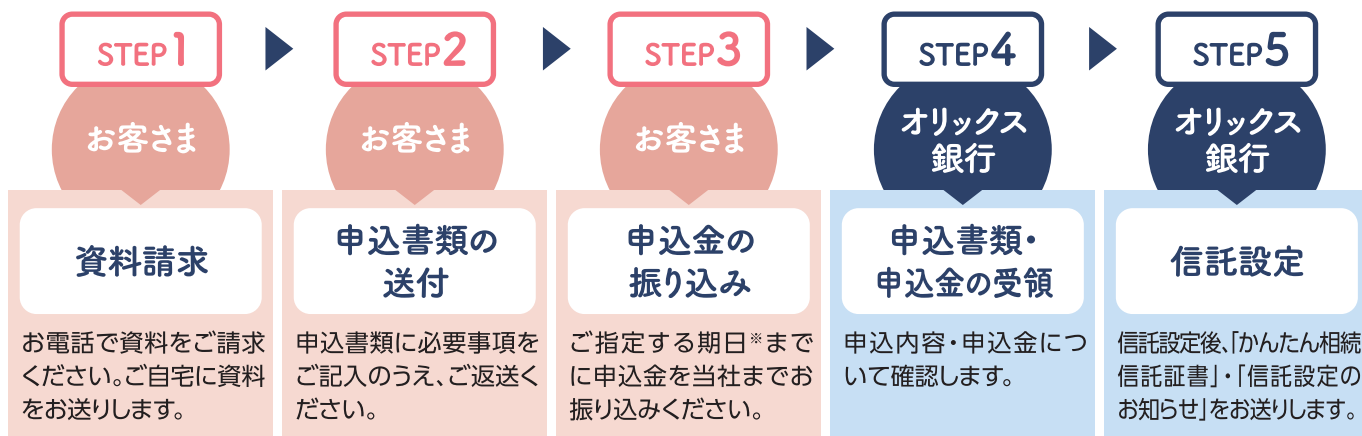
0120-094-313

【受付時間】 9:00~17:00
土日祝および12/31~1/3休



オリックス銀行

●〈かんたん相続信託〉お申し込みの流れ



※お申込締切日(お申込金振込期日)をご確認ください。

- ・本商品の詳しい内容につきましては、**商品説明書**および下記の**〈かんたん相続信託〉募集要項**をご覧ください。
- ・その他不明な点等につきましては、「かんたん相続信託デスク」までお問い合わせください。

〈かんたん相続信託〉募集要項

募集要項

この募集要項は「商品説明書」とともに信託業法第25条(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条による準用)の規定によりお客さまにご説明する事項を記載するものです。また、別途お渡しまたはご送付する「元本保証型合同運用指定金銭信託〈かんたん相続信託〉約款」および「信託設定のお知らせ」とあわせて、信託業法26条(同上)の規定により交付するものです。

2019年6月1日現在

| | |
|-----------|---|
| 1.商品名 | 元本保証型合同運用指定金銭信託〈かんたん相続信託〉2019年7月号 |
| 2.募集期間 | 2019年6月1日 から 2019年7月17日 |
| 3.信託契約日 | 2019年7月31日 |
| 4.信託終了日 | 2049年7月31日 ただし信託終了日が非銀行営業日に当たる場合は、その前営業日を信託終了日とします。 |
| 5.決算日 | 毎年、7月の最終営業日(計算期日)および信託終了日 ※決算日に予定配当率に基づきお客さまの収益金を計算いたします。 ※収益金の計算は、上記のほか、約款変更に対するお客さまからの受益権の買取請求によりこの信託契約が終了する場合には行います。 |
| 6.予定配当率 | 年0.10%(税引後 年0.079%) ※信託契約日から初回の決算日までの計算期間に適用する配当率です。 ※毎年、7月の決算日に配当率は見直しいたします。 |
| 7.お問い合わせ先 | オリックス銀行株式会社 かんたん相続信託デスク 0120-094-313 【受付時間】9:00~17:00(土日祝および12/31~1/3休) |

【ご注意事項】

- お申し込みいただけるお客さま、および受取人(推定相続人からご指名いただけます)は、日本国籍を有し、国内に住所を有する20歳以上で、代理人を必要とされない方となります。
- 相続発生時は、受取人が当社にご連絡のうえ、お手続きをお願いいたします。
- 他の相続人の遺留分を侵害している場合には、受取人へのお支払いができません。お申込金額に十分ご注意ください。
- 管理報酬はかかりません。運用報酬として、運用収益からお客さまへの収益金および信託事務の処理に必要な費用を差し引いた金額を当社は受領します。
- この商品は金銭信託であり、預金とは異なります。予定配当率はこれを保証するものではなく、当社は利益の補足を行いません。詳しくは、商品説明書や約款をご確認ください。

資料請求やご相談など
お気軽にご連絡ください。

かんたん相続信託デスク



通話料無料
0120-094-313

【受付時間】9:00~17:00
土日祝および12/31~1/3休